

区政への主な意見と回答 令和 6 年 12 月分

1 浜田山駅南口の整備について 令和 6 年 12 月 2 日受付

Q 浜田山駅南口の整備は今どのような状態でしょうか。浜田山駅の南側にお住いの方、皆さんが「早く南口が出来てほしい」と願っています。井の頭線の駅で南北が繋がっていないのは浜田山駅だけだと聞いています。京王電鉄にとってもメリットがあると思います。

A 浜田山駅南口の整備については、令和 3 年に杉並区は、浜田山駅南側用地の地権者が建築を予定していた建築物（以下「地権者建築物」という。）の地下 1 階及び 1 階を賃借し、浜田山駅南口を整備する方針を立て、取組を進めてきました。この間、区は地権者建築物の賃借について地権者と交渉を重ねてきましたが、合意に至りませんでした。

また、令和 5 年には地権者建築物の竣工を控えており、その後も交渉を続けた場合、地権者へ損失を与えかねないことから、地権者建築物を賃借することを断念することとなったものです。

浜田山駅については、区内にある京王井の頭線の地上駅 5 駅の中で唯一南北自由通路が整備されていないことや、当該踏切がラッシュ時間帯を中心に「開かずの踏切」となっている現状を踏まえ、区民の安全性・利便性の向上のため、引き続き地域の動向を注視し、京王電鉄の協力を得ながら、南口の整備について検討していきます。

担当 拠点整備担当課

2 杉並区立中央図書館の座席予約について 令和 6 年 12 月 4 日受付

Q 10 月 1 日から中央図書館で始まった座席予約システムを利用していますが、不便だと思ったことがいくつかあります。

まず、web 上で座席を予約すると利用前に一階の機械で利用券を発行しますが、その際、券に席の番号が指定されていますが、自分で席を選べるようにしていただきたいです。

つぎに、1 階の機械で予約をすると予約した時刻に応じて 1 分刻みの予約ができますが、web で予約をすると 30 分ごとにしかできません。web 上でもより細かい予約時間の設定ができるようにしていただきたいです。

最後に、現在中央図書館では座席の予約を 1 日 2 時間 55 分しか出来ませんが、席がたくさん空いている時にも時間が経つと退席しなければなりません。一度での予約は 2 時間 55 分まででも、その時間が終わった後にまだ席が空いていれば再予約できるようにしていただきたいです。

A 中央図書館の座席については、令和2年9月のリニューアルに際し、閲覧スペースを全体で394席と拡充し、滞在型の図書館施設として整備しています。

一方で、座席の利用状況は、土日を中心に閲覧席の需要が非常に高く、午前9時の開館後早い時間帯で座席が埋まってしまうことや長時間占有する人がいる等の事由により、開館時間中の座席利用が十分に提供できない状況が課題となっており、利用者からも改善に向けて多くの要望が寄せられていました。

そうしたことから、開館前の席取り行列を解消し、座席待ちの混雑を緩和するとともに、図書館サービス利用における利便性の向上を実現するため、閲覧席の一部に座席予約システムを導入し、時間ごとに利用できる座席空間を区分けして設定することで、より公平で快適に滞在できる読書環境に向けて整備を進めた経緯があります。

図書館としても、座席利用については、今後の施設運営上の課題の一つと認識しています。今回導入した座席予約システムの利用方法等については、稼働後の一定期間の中で利用状況の蓄積をしたうえで、今後の座席利用のあり方を検討したいと考えています。

担当 中央図書館

3 放課後等デイサービスの支給量について 令和6年12月5日受付

Q 放課後等デイサービスは学齢期の受給者証を発行された利用者(児童)が利用できる通所型の療育施設です。区内でも施設が増加していますが、支給日数に制限があり、小学1年から2年までは週2日(月10日)、小学3年から6年までは週3日(月15日)を支給日数の上限としています。

なお、隣接する世田谷区や練馬区では必要に応じて月週5日(20日から23日)まで支給されている状況で長年格差が生じています。

福祉政策として住みやすい杉並区、住みたい杉並区になって行くためにも、支給日数を隣接区と歩調を合わせる方向でご検討いただければ幸いです。

A 放課後等デイサービスの支給量についてですが、区では社会資源が限られている中、利用を希望する子どもたちが公平に、より多く利用できるよう、また、利用相談の時期に関係なく事業所の利用につながるよう配慮する観点から、学年ごとの支給量の目安を設けています。

また、学童クラブ終了後の中学生以降の放課後等デイサービスの利用枠が不足しており、利用枠に十分な空きがないことから、保護者の就労要件があり放課後の預かりが必要となる小学生は、学童クラブの利用を優先することとしており、区の現状を考えます

と、就労要件の有無に関わらず、近隣区と同様の小学1年生からの週5日の支給は難しい状況であると考えています。

現在、区の実行計画に基づく新たな補助施策により放課後等デイサービス事業所の開設を進め、受入れ体制の拡大を図っていますが、支給量の目安についても、その受入れ状況を見ながら見直しを行い、子どもたちの放課後の居場所や療育機会の確保に努めていきます。

担当 障害者施策課

4 荻外荘一般公開について 令和6年12月10日受付

Q 3点、気になる所がありました。

- 1、ご高齢の方が杖をついておられるのが気になりました。他の史跡ではあまり見かけないので、新しい取り組みのようですが後々影響がないか心配です。
- 2、同じく壁、柱も触り放題なので傷ついてしまうような気がします。
- 3、入場料300円は安すぎる気がします。維持管理は大変ですし、始まったばかりですが、対処するなら今のうちかと思います。

A 1・2について

荻外荘は、当時の建物を復原していることから、手摺は設置していません。皆さんにご覧いただきたいという思いもあり、車椅子の用意もしておりますが、日常的に杖を使用されている方は杖を布でふいてご利用いただいています。

また、文化財的価値が高い部分については中に踏み入れずに外側から見てもらう一方で、他は基本的には過度に制限せずに文化財に触れていただくことで、時代の雰囲気を感じていただくこととしています。

しかしながら、ご心配いただいているように、建物にダメージを与えないように、現地スタッフが入口で観覧にあたっての注意事項をご案内しているところです。

3について

観覧料につきましては、気軽に荻外荘を訪れていただくことで、それにより荻外荘だけでなく、まちを周遊していただくきっかけとしたいという考えで設定しています。運営の実績を踏まえ、効率的運営と持続可能な運営の両立を図っていきます。

担当 みどり公園課

5 問い合わせ先 令和6年12月16日受付

Q 杉並区に問い合わせをしたいのですが、電話番号以外の連絡先が見当たりません。連絡先の所在をわかりやすくしてください。数年前に問い合わせした際はメールでの照会を受け付けていないとのことでしたが、万が一現在でも電話以外の問合せができないようなら改善をお願いします。平日昼間は仕事のため、連絡できず、公共サービスにアクセスできません。

A 現在、区のホームページ上には、問合せ先として区役所代表電話番号と各課のFAX番号を掲載しています。メールでのお問合せをご希望される場合には、「区長への手紙（区政へのご意見・ご要望）入力フォーム」にて、お問合せいただきますようお願いいたします。
なお、今後はいただいたご意見を参考に、問合せしやすい方法などへの改善を検討していきます。

担当 区政相談課

6 杉並区にも総合美術館を 令和6年12月19日受付

Q 先日、板橋区立美術館にレオ・レオーニの展示を見て行って、美術館のすばらしい建築や施設の出来ばえに感動しました。もちろん展示の内容も素晴らしく、ぜひ杉並区にもこのような美術館があったらいいと思います。クラウドファンディングしてみてください。

A 美術作品を展示し、多くの皆さんに鑑賞していただく場や機会を提供していくことは、区の大切な役割と考えています。そのため、区では、区役所2階の区民ギャラリーのほか、セシオン杉並や産業商工会館などに展示スペースを確保し、活用しているところです。

一方、美術館の建設となりますと、公共施設の建設には、建設と運営に要する経費が多くなるという面に加え、用地の確保が必要です。また、近傍に国や都、あるいは他区にも美術館があることなどを総合的に勘案すると、その建設は難しいのが現状です。

クラウドファンディングも含め、今後、施設再編計画を進めていく上での参考とさせていただきます。

担当 文化・交流課

7 ふるさと納税漫画配布について 令和6年12月20日受付

Q 杉並区が配布している「ふるさと納税」の流出を憂いるマンガ配布に、①このような漫

画に税金を投じられたこと、②自分の出身地含め東京圏に労働人口が流出しその対策の一つとしてふるさと納税を張っている自治体と比較しての意識の甘さに、大きな呆れと怒りが起きました。

杉並区はアニメ関係 IP を持っているところが多いから、活用するなどの対策はあると考えます。本漫画の発行と配布に投じた税金の金額と、他のふるさと納税対策施策を教えてください。

A ふるさと納税制度は、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊するものです。また、本来、地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税制度で行われるべきと考えています。

令和6年度、ふるさと納税による杉並区の住民税の流出は、約53.3億円となりました。住民税は行政サービスなどの経費に充てられており、このまま流出が拡大すると行政サービスの低下につながるため、深刻な状況にあります。

こうしたことから杉並区では、ふるさと納税制度には様々な問題があるとして、23区の区長会を通して、国に対し、廃止を含めた制度の抜本的な見直しを要求するとともに、流出額を抑制する取組として、ふるさと納税における区の現状と制度の問題点について、ホームページや広報紙、SNSの活用やパネル展示等による周知に取り組んでいて、令和6年度はこれら例年の取組に加えて、漫画の制作を行いました。漫画の制作に関しては、パンフレット及びパネル等の制作とあわせて約90万円、印刷に関しては約30万円の経費がかかっています。

また、配布に関しては、費用は発生していません。引き続き、様々な工夫をしつつ、ふるさと納税における区の現状と課題について、多くの区民の方にご理解をいただくことができるよう、幅広く周知に努めていきます。

また、これらの流出額を抑制する取組以外に、「健全な寄附文化の醸成」を基本姿勢とし、現在提供している障害者施設で製作・販売する品物に加え、来年度から区の魅力発信や来街者の増加に寄与するなどの地域経済の活性化につながる返礼品の拡充に取り組むこととしています。

担当 課税課（ふるさと納税担当）

8 他自治体で実施されている公共施設の敷地内全面禁煙 令和6年12月25日受付

Q 健康増進法改正後、第一種施設だけでなく第二種施設を含め、公共施設の敷地内全面禁煙に踏み切る自治体があります。

しかし残念ながら、杉並区では公共施設の敷地内に喫煙所を存置し、非喫煙者に不当な

受動喫煙被害を与えています。同法が求める望まない受動喫煙被害の防止に向けた配慮義務を果たしていただけません。

他の自治体で導入されている公共施設の敷地内全面禁煙がなぜ杉並区でできないのか教えてください。

- A 健康増進法改正後、区は、受動喫煙防止対策を大きな課題ととらえつつ、非喫煙者と喫煙者の双方が存在することを前提として、施設等の立地環境やこれまでの取組を踏まえて、さらに徹底した分煙化を図り、受動喫煙防止の実現にむけて「人」と「場」の2つの視点で取組を進めています。

現在、健康増進法に定める第二種施設の公共施設等は、第一種施設の行政機関・学校等に準じて屋内禁煙、屋内の喫煙専用室設置を不可としていますが、利用者等の喫煙動向や屋外喫煙場所の立地環境を勘案し、喫煙することができる場所が区画されている等、国の示す基準に適合するよう整備し、人通りの方向に、煙が容易に漏れ出ないように配慮しつつ、公共の場所での分煙化の推進の観点から屋外喫煙場所の設置は可能としています。

区としましては、引き続き、利用者等の声を勘案しながら、受動喫煙対策を講じた分煙化に取り組んでいきます。また、受動喫煙の防止等に関する意識啓発や禁煙したい方への禁煙支援に努めていきます。

担当 健康推進課

9 性的マイノリティ理解促進講座のテーマについて 令和6年12月27日受付

- Q 性的マイノリティ理解促進講座「男らしく、女らしくよりも自分らしく生きる」について、いくつか考えることがあります。

トランス当事者として、今回のテーマに強いひっかかりを覚えました。少しでも事態を改善しようと活動する人々が中心に掲げるのは、私が知る限り「人権」です。トランスジェンダーを理解する時には、そうした個人の選択、心の持ちように委ねられることなく、原点に立ち戻って「人権（トランスライツ）」が確保されているのかを考えます。

トランスジェンダーも様々です。私たちは多くの時間をかけ、多くの犠牲を払い、「トランスジェンダー＝二元論性規範から逸脱した存在」と語ることの乱暴さに気づき、自ら手にしたスティグマを手放して、原点を大切に、歩みを進めてきました。

そうした中での今回のテーマは、いち当事者としては非常に残念なものです。このテーマは、決して性的マイノリティへの理解を促進するためにあるものではなく、性別を問わず誰もが暮らしやすくなるためにあるテーマです。今の社会情勢において、性的マイノリティを理解するために、その当事者が講師として「男らしく、女らしくよりも自分らしく

生きる」と語ることは、一人の人間の生き方を語る以上の意味を持ちます。

すでに広報の Twitter には、決して好意的とは言えない言葉が連なっています。私自身は日程に都合がつかず参加が叶いませんので、どうか自分の存在に不安を覚えている当事者が参加された際に、講座や質疑によって恐怖や自己否定を覚えることのないよう対策をお願いします。自らを、男らしくも女らしくも生きられない、性に逸脱した存在だと思ひ込まないように十分な配慮をお願いします。誰もが、何の「らしさ」にも閉じ込められることなく、そのままで生きられる社会を私は求めています。

この機会に改めていろいろな当事者が区と連携して、偏りなく、アップデートされた情報を元に、今後の方向性や企画を考えられる環境を作っていけたらと思います。

- A 1月11日開催の性的マイノリティ理解促進講座のテーマ「男らしく、女らしくよりも自分らしく生きる」について、非常に残念と感じられたとのご意見をいただきましたことについて、所管としては重く受け止めています。

本講座は、杉並区男女共同参画行動計画の取組方針「男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する」ための事業の一つであり、多様な性について区民の認識と理解を促進することを目的に実施しています。当事者である講師のご経験をお話いただくことが、区民の理解促進につながると考えての今回の企画でしたが、様々なご懸念を抱かれたことについては企画や広報等の今後の課題と捉えています。

当日の講座運営についてもご指摘をいただいています。主催者といたしまして、ご参加いただく皆様の安心安全を確保するため、講座開催前に講座中の禁止事項等について注意喚起を行うほか、SNS の利用における一般的な禁止事項について周知を行うなど、可能な限りの配慮をもって運営にあたる所存です。

誰もが、そのままで生きられる社会の実現は、区としても重要であると捉えています。

担当 男女共同参画担当課